

令和元年度茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会 12月定例会議事録

- 1 日 時 令和元年12月11日（水）午後1時30分～午後3時40分
- 2 場 所 市役所本庁舎4階 会議室1
- 3 出席者 後藤会長、細田副会長、植松副会長、和田会計、弓達監事、矢野監事  
関野保、河内昇、篠原徳守、林正明、真野宗直、三笥健一、林申次、  
高山和茂、岩壁榮、松本楯臣、小山明、滝本誠、新倉昭人、零石剛、  
前田積、青木三郎、小嶋政雄、小野寺昌成、仲村眞、永澤鐵男の各委員  
秘書広報課（角田課長）、青少年課（岡本課長）、福祉政策課（吉川課長）  
高齢福祉介護課（臼井担当課長）、高齢福祉介護課（田淵課長）  
都市政策課（深瀬課長）、  
市民自治推進課（富田課長、木村課長補佐、伊藤課長補佐、窪田副主査）  
事務局（山田、長野）

4 会議の経過

- (1) 開 会 細田副会長
- (2) あいさつ 後藤会長
- (3) 議 題

① 研修会の状況について

資料に基づき事務局より報告した。

② 第2回自治会加入率向上プロジェクトチーム会議について

資料に基づきチームリーダー及び市民自治推進課長より報告した。

委員より意見があった。

(委員) 自治会加入というのは、各自治会がそれぞれ行っていると思いますが、大きな団体で加入促進をするようなことはあまり成功してないんですね。過去を見ても、うちのほうの自治会加入の基本は役員が回るんじゃないかと、隣組、近所の班が積極的に勧誘し報告してきます。役員が回って自治会加入をしたことはありません。各自治会の考え方でやるんです。大きなところでやって成功したことはない。

(会長) 今のお話のように各自治会でいろいろと取り組んでるところもございまして、あまりやられてないところもあります。年々加入率が下がってるということもありまして、自治会でできるものは自治会でやって、全体でこういうものがツールとして使えるんじゃないかと、いろんな方法を皆さんに提供できる形にすればいいんじゃないかと思えます。

(チームリーダー) いまおっしゃったこと大変理解できます。今回の会議の中でも、そういう意見がありました。136自治会なかなか隣近所のお付き合いも疎遠になっている自治会もございまして、役員のほうへ直接不動産会社から連絡があったり、あるいは市から自治会長あるいは三役のほうへ電話あったり、いろいろございまして。地域によってさまざまだと思いますが、自治会だけの努力だけで加入率が增加するのはなかなか難しい部分もある。行政のほうもなかなか表面には立ってないかもしれませんが、側面からバックアップしていただくと、もっと加入率が上がってくるのかなと思っております。新たなまちづくりを進めるうえで、

やはり自治会の加入率は気になるところでございます。地域をより良くするためには、議論をして、皆さんにご紹介をし、それを採択するかどうかは各自治会の裁量とも思いますが、そういう形で議論を深めたいと思っています。

(委員) まあそれはやって下さい。過去2回も3回も自治会が加入促進について議論をしたことがある。だけどそれはぜんぜん身がいかんかった。ですから自治会加入というのは底辺なんです。おおきなところで検討してはいるんだっていても誰も入りません。その自治会の運営の仕方です。それを忘れて協議だけされても非常に困る。ですからうちの地区は全体的に、連合会でも言いますけれども、なるべく入るように各自治会が検討して、進めてくださいよと言ってるからうちの地区は自治会加入率は良い。上がいくら入って言ったって入りませんよ。隣近所なんです。それを忘れて協議してもダメです。

(会長) さきほどから言ってますように、自治会自体がやることも大変重要ですが、それだけじゃなくて、例えば市役所の市民窓口などもこういうふうにしたらどうかとか、自治会に入るメリットを整理したり、全体として大きく共通のことを検討して、悩んでいる自治会や加入推進をなかなか行えない自治会なども含めて、いろんなことをみんなで検討してできる範囲でやろうという話ですので、いろいろ皆さんで話し合う場面でまたご意見をいただければと思います。

(委員) 自治会加入で一番協力してくれるのは、不動産業界です。不動産業界はアパートは管理会社がやってますけども、不動産業者と一緒に、必ず聞いてきますよ。市役所でいくらやってもダメだ。市役所で推進をするのは事務的ですから。込み入ったことは言いません。過去の経験で言ってるんです。

(会長) それで私は前回もプロジェクトに入ってたんですけども、いま不動産会社という話が出ましたけれども、不動産会社の宅建業界だとか藤沢の協会のほうにも行ってお願いしたり、そういうことは前回もやりましたんでね。言われたように不動産業界を我々は必要だということで、これも全体としての働きで、委員が言われたように大変重要だと思います。よろしくご協力をお願いします。

③ 新年賀詞交歓会について

資料に基づき事務局より説明した。

④ その他

ア 情報交換について

(ア) 茅ヶ崎市内の犯罪発生状況等について

後藤会長より、茅ヶ崎市内の11月末現在の犯罪発生状況等について、資料に基づき説明があった。

振り込み詐欺については、ここ2カ月3カ月今年の前半から比べると多くなっております。やはり振り込み詐欺グループもお正月の小遣い稼ぎというようなこともあるんでしょう。今日新聞やテレビを見ていると大阪の反ぐれという暴力団には指定されていないグループが振り込み詐欺のグループになって大阪で一網打尽で捕まったということが報道されていまして。それから海外から電話をするというような、身元がばれないようにそういうグループもいるそうなので気を付けていただきたいのですが、これで一応11月末で32件なんですけど、昨年と比べると半分以下になっておりますので、さきほどいったように、12月に入って昨

日おとといも防災無線で振り込み詐欺の電話が集中してかかっていると放送されていますので、充分気を付けていただきたいと思います。あと自転車盗につきましても、多くなっておりますので、気を付けていただきたいと思います。交通事故についても高齢者、こどもの事故が県下平均と比べると多くなっているという状況がございます。戻りますけど、振り込み詐欺が茅ヶ崎南と小和田がゼロということで、素晴らしいですが、なにか特別にやっていることとかあるんですか。特にないですか。あと気を付けていただきたいのは、忘年会シーズンなので、お酒を飲む機会が増えますので、暴行傷害など、巻き込まれないようにしていただきたいと思います。

(イ) 茅ヶ崎南地区凧揚げ大会のチラシ配布し、委員より発言があった。

この新春の第6回凧揚げです。この日は箱根駅伝の日で、2日3日サザンビーチで行います。コンセプトとしては凧揚げ大会だけじゃなくて海岸をきれいにしようということを考えて進めております。特に凧揚げには柳島凧の会という団体にご協力いただきまして、大凧、連凧のなどがあります。子どもには自分の好きな絵を凧に描いてもらって揚げてもらおうことにしています。ぜひお正月サザンビーチに来てください。甘酒を無料でふるまいます。南湖と海岸のまちぢからにご協力をいただいています。

(ウ) 松林タイムズを配布し、委員より発言があった。

記事として運動会の日松林タイムズを出す予定だったんですが、台風19号で中止ということで、各自治会で台風にどのように対応をしたかを集約しようということで掲載しました。

(エ) まつなみだよりを配布し、委員より発言があった。

松浪コミュニティセンター5周年記念式典を行いました。

(オ) こわだ防災を配布し、委員より発言があった。

小和田では防災訓練をこういうふうにやっていますということです。初めてカラーで出しましたので、見ていただいて何かご助言をいただければと思います。

(カ) 相州七福神巡りのチラシを配布し、委員より発言があった。

小出地区が抱えている独特の課題があるんですが、40年50年前に湘南ライフタウンができて、そこに入居した人が同時に入居してますから、市内13地区で一番高齢化率が高いんです。小出地区はその高齢化の対策としまして、高齢の皆さんに元気で健康長寿でピンピンころりと一生を送っていただきたいとの願いを込めて茅ヶ崎市の特定事業として今回申請したわけです。申請にあたっては小和田地区まちぢから協議会と一緒にいろいろ検討させていただきました。おかげさまで約60万円の補助金が出ましたので、1月7日は全国的に七福神巡りのお祭りの日らしいんですが、この日に合わせて相州七福神巡りを開催いたします。各地区の皆様にもPRをしていただきたいと思います。小和田地区からはマイクロバス2台で送迎して、約50名の予約が入ってます。里山公園の中の会議室とレストランを予約して会食会を行うそうです。ぜひ皆さんも参加していただきたいと思います。

イ その他

(イ) 市民自治推進課長から3件の説明があった。

(市民自治推進課長) 皆様のお手元にチラシがあると思います。地域の居場所づくり交流会、こちら茅ヶ崎市民活動サポートセンターがおこなっているもので、毎年いろんなテーマでいろんな取り組みを行っております。こういった地域の皆さんにかかわりがありそうなことを皆様のほうに情報を発信していきたいと思います。市民自治推進課もアンテナを張りながら地域の皆さんの活動にこんなことが有効じゃないかというものを皆様と一緒に考えていきたいと思います。そういった意味でほぼ毎月いろんな取り組みを事例紹介させていただきますので、よろしく願いいたします。

2点目です。毎月定例会を実施していただいている中で、行政からの依頼事項が多々ございます。それを一覧で取りまとめたものが皆様のお手元にあると思うのですが、これを毎月の定例会後に地域活動の拠点であります各コミセンに一斉配信をさせていただきたいと思います。それをもとに各地区において役員会や運営委員会で報告をしていただいていると思います。そういったときに活用していただければと思います。

3点目は市民集会の件でございます。毎年決まった時期に各地区で開催をさせていただいております。令和2年度以降ですが、今13地区中で8地区が9月の土日開催で集中しています。ご存じのとおり9月は議会の開催月でございます。市長はじめ部長はかなり身体的にも精神的にも苦しい月間となっております。すでに地域担当職員から相談にあがってる地区もあろうかと思いますが、9月開催の市民集会をほかの月での実施が可能かどうか、もしくはこれは全部の市民集会にあたることですが、午前中の開催が可能かどうかをここ1カ月ぐらいかけて担当職員が相談にあがると思います。変更が可能かどうかご意見をお寄せいただければと思います。おおよそまとめましたら、この定例会の場でそれまでに集まった情報を皆様と確認し2月ぐらいには決定していきたいと思います。よろしく願いいたします。

(4) 行政からの依頼事項等について

① パブリックコメントの実施について

市民自治推進課長より、資料に基づき説明があった。

② 市内公共施設見学会の終了について

秘書広報課長より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) 必要だと思うけど、以前言いましたが、今の市会議員は28人は必要ない。1000万人に一人の市会議員がいればいいということで、議長のほうにも申し入れたんですが、その時の議長さんは「一生懸命でやったんだけど、会によっては10000人に1人でもいいんだけど、いっぺんにそこまでいくわけにはいかないから、第1回目として商工会議所も同じような要望をしておりますから、30人を28人にいたしました。それで月日がたったらまた2名ぐらい減らすということを皆さんに言っております。そういうふうには私は回答してもらったの。」この公共施設見学会というのは、議員を辞めた人の予算でマイクロバスを買ったらどうかという話をしているんです。この回答は協議会のなかで言いましたからどういうふうな回答を市役所のほうから議長のほうにされたか、その答弁をしてください。

(答) 3月の時に確かに提案を頂戴したところでございますが、なかなかこちら側として

も議員定数に関するアプローチは難しいところがございまして、確かに会長おっしゃる通りこの事業は大事だと承知をしているところでございますが、何分ご理解をいただきたいと思います。

③ 青少年指導員の推薦協力について

青少年課長より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(会長) 青少年指導員は各地区小学校区で5人ということで皆さんご存じだと思いますが、一生懸命やっただけでいるんですが、各地区の青少年育成推進協議会の会長さんが推薦することになってまして、相談がきましたら応じていただきたいということです。

④ 茅ヶ崎市民生委員・児童委員協議会の広報紙「おひさま」第9号の配布協力について

福祉政策課長より資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(会長) こちらは配布ということで。一言いいですか。今回民児協で役員改選もあったと思いますし、篠原会長が下りたということで、そういう報告も含めてやっていただいたほうがいいと思うんですが、どうでしょうか。

(答) 大変申し訳ございません。本来先にご説明しなければならないところですが、改めて私のほうからご報告をさせていただきます。まず茅ヶ崎市の各地区の民生委員児童委員が集まって任意で発足している協議会におきましては、鶴嶺東地区の木下操会長となりました。また副会長につきましては、湘南地区の青木照夫会長、もう一人の副会長は小和田地区の真壁章会長でその他の役員につきましては、皆様に改めてご通知でお知らせしたいと思います。よろしく願いいたします。

(問) まずあなた方に聞きたいけど、今日のメンバーはどういう人の集まりか心得ていますか。民生委員と児童委員を推薦してくださいというのは各地区の会長にいつてる。これはもとある地区の委員長がいて、まず第一に民生委員をその委員長の地区のなかで選考しちゃった。それで困っていたのは市役所の課長なんです。どうしたらいいかというので私は相談を受けました。それで一般の民生委員については地区の連合会長に通知を出さないで、地区の会長に個人名で出すということで、現在まで来てるんですけども、これを今見ると認証式は終わってるんですね。そうすると、今日のこの会議には地区の民生委員はこうなりました、そういう報告を文書で出すのがルールじゃないの。

(答) 配慮が足りなくて、大変申し訳ございませんでした。あとになってしまっただけで大変申し訳ございませんが、改めて皆様にお知らせするように準備をさせていただきます。

(問) 今会長からのお話がありましたけれども、この「おひさま」2月1日号には、新会長、副会長、書記、会計など役員を紹介とか新会長の挨拶は載っているのか。

(答) 新会長につきましては、コメントを含めて掲載する予定です。その他の役員についてはこちらに掲載する予定はございません。

(問) 3年に1回の異動なんだから、その第1回目の「おひさま」なんだから、会長のあいさつは毎年出てくるけれども、みんなが入れ替わるんだから、入れ替わった時の最初の「おひさま」にはきちっとした人事構成なり新役員のちょっとした挨拶文などを

載せて3年間のはじまりということでやるのが普通じゃないですか。それを後から書類だけお出ししますじゃあ話にならない。今から間に合わないですか。

(答) 市民児協の協議会の中の部会のほうで、この構成をしているという関係上間に合わないということですので、必ず3年後に載せられるように事務局から話をしたいと思います。

(会長) それで、お二人が言われたように、別の資料で出していただくことでいいですか。

(答) 対応させていただきます。

(問) 「おひさま」が来年の2月1日に発行ということで、準備でその前に各自治会長に配布になると思うんですが、今期の役員さんは12月1日で決まったばかりでしょう。すべて新しい役員さんで紙面構成じゃあないんですか。市のほうで作っちゃってるの。そうでなかったら新しい役員さんの紹介を載せることはできるんじゃないですか。

(委員) 広報委員会というのを設立してまして、そこで検討してきました。当然新しい会長が決まったらこうしようということで、準備をしてきてます。出てきた人でやるんじゃないくて広報委員会がずっと継続してますので、そこで検討してきたということで、ご理解いただきたい。

⑤ 第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅ヶ崎市青少年後見制度利用促進基本計画策定のための意見交換会について  
福祉政策課長より、資料に基づき説明があった。

⑥ 令和元年度第2回介護予防・日常生活支援総合事業担い手研修の受講者募集について  
介護保険担当課長より、資料に基づき説明があった。  
主な質疑は次のとおり。

(問) この受講者募集ということなんですが、足りないから募集するんでしょうけれども、どのくらいの介護を必要とするのか、その人数や状況がわからないのが一つ、それと受講者の年齢制限がないのかどうかを教えてください。

(答) 受講者の年齢制限につきましては、下は16歳以上で上限は設けておりません。介護保健7段階ありまして、対象は要支援1と2の方、要介護1から5の方は対象外です。比較的まだ軽い要支援1と2の方、3千数百人の方が認定を受けておりますが、その方たちがサービスの対象となります。

(問) 訪問型サービスAということで、その業務内容が書いてありますが、私どもボランティアセンターというのが社協の中に設けられていて料理だとか買い物などのようなものはボランティアセンターへの依頼で動いてる案件でもあるんですね。そうするとボランティアセンターに依頼されますと、各地区のボランティアセンターで料金はそれぞれバラバラなんだと思いますが、有料制でやってるわけですね。これ本来の訪問型サービスAでやると包括支援センターからの必要な人のニーズに基づいて、介護保険の範疇の中で作業することになるんですね。ボランティアセンターでやるサービスとどのような関係になるんですか。

(答) まず一番大きな違いというのは、この訪問型サービスAというのは介護保険の要支援の認定を受けている方しか使えないというものでございます。ボランティアセンターの活動については援助が必要であればご利用はいただけると思います。サービスの

内容としましては、介護保険で行うものですから、国のほうでこれしかやっちゃいけませんよというものしかできない。かなり限定的です。一方ボランティアセンターの活動ですと、介護保険では対応できない、例えば草むしりですとかお掃除とか簡単な修理とかそういった対応をしていただいておりますので、私どもの認識としましては介護保険で手の届かないところをボランティアセンターで補って、助けていただいていると認識をしております。

(問) だいたいわかったんですが、ボランティアセンターの実務上、介護認定を受けている方も依頼が来ますから、その時にはボランティアセンターではなく、包括支援センターでご相談されたほうがいいですよとご案内すればいいということですかね。もともとボランティアセンターは福祉の法律で手が届かないところをカバーしているという面があるんでその辺は理解できるんですが、現実には介護保険の認定を受けている方もいらっしゃるんで、その時の対応としてはおっしゃられたように、ボランティアセンターよりも包括支援センターのほうに依頼されたほうがいいんじゃないですかと、ご案内する。そういう形で理解すればいいんですかね。

(答) 原則としては今おっしゃっていただいた形でいいと思います。ただ介護保険ですと、毎月使える回数に制限があって決まっておりますので、なかには回数が超えちゃってるんだけど使いたいんだという方がもしかするといらっしゃるかもしれませんので、そんな場合はご協力をいただけるとありがたいと思っております。

(問) まずボランティアセンターについて茅ヶ崎市は一律に対応してないですよ。今お金取ってるという話が出ましたが、ぜんぜん取ってないところもあるんですよ。それでボランティアセンターで対応できないものを対応するっていうんですよ。ボランティアセンターの依頼を受けて支援に行った人と、この生活援助員の講習を受けて終わった人と何がどう違うんですか。わかりやすく説明してください。

(答) まずこの研修を受けた方は市内の介護保険の事業所に就職していただいて、その従業員として、要請があれば派遣されていくような形になります。就業の機会としてもとらえているんですが、ボランティアセンターのほうは介護保険の手の届かないところを助けていただいているという認識ですので、特段ボランティアセンターの仕事を取っちゃうとかではなくて、もともと介護保険のサービスとして買い物とか掃除、調理ですとかそういったものは、やっていたものでございますので、いままでは資格を持ったヘルパーしかできなかったんですけれども、ヘルパーの数も限られているので、そういった家事の延長でできるところは市が研修を行って、市が資格を与えた方でも肩代わりができますよということのできた制度でございますので、やっているサービス自体はこの介護保険ができた20年前から行っているものです。

(問) 要するに介護保険で認定が厳しくなって下がってきてという話は聞いてるんだけど、その隙間を埋めるために資格を取ってできるようにするわけでしょう。事業所に所属、就職するという話でしょう。就職の機会が増えるということは、お金払うわけでしょう。誰が払うの。だって国からは認定基準が下がって、言ってみれば見捨てられた人を研修してカバーするようにしますよ。それでその人は事業所に雇ってもらおうということなんだけど、事業所だってない金は払えないわけだから、誰が払うの。茅ヶ崎市が払うの。だからお金が足りないんですか。

(問) 介護保険自身はボランティアセンターと介護受ける方がどちらか選択できるよう

になってるの。別に介護保険の認定を受けているからそちらじゃなきゃダメだということではないんですね。分けて話してもらえばね。それと今どうしてもヘルパーさんに頼む方が多い。ボランティアセンターよりもね。それはどういうことかというボランティアセンターは人がいつも変わってしまう。ヘルパーさんは同じ人だから出かけていくには同じ人がいいよという使う人の側の意見もあるから、そういったヘルパーさんが不足してきてる。だから資格を取ってもらおうということだと思う。あくまでも介護保険の人は介護のほうでやるんじゃないくて、本人がボランティアセンターがよければそれでもいいし、それは自由に選択できるシステムだと思ってますんで、あくまでも本人選択権があって今はヘルパーさんがたくさん必要なので、足りませんと。従ってこういうことで限られたことをできるようにしたいということなんですよね。

(答) ありがとうございます。おっしゃるとおりです。

(問) 教えていただきたいんですけども、これを受けて生活援助員になった時に、その方が包括支援センターに登録して、希望があったらでていって時給いくらという形でもらうのか、それともその職員として雇用されるのか。

(答) まず包括支援センターの職員とか、包括支援センターで働くのではありません。介護保険のサービスを行っている事業所に就職して社員になってそこで働くことになります。ヘルパーの資格を持って人はなんでもできるんですけども、この市のほうで認定している方は、生活援助の部分だけを担当していただき、体を介助するのはできませんので、そのほうはプロのヘルパーさんに専念していただくヘルパーさんも足りないので、うまく回っていくという形で活用するものです。

(問) それでは研修を受けた方はどの程度就職されているんですか。

(答) この研修は平成28年度から実施しておりましてこれまで111名の方が受講されてましてこれまで19名の方が就労されています。5人に1人くらいです。ただアンケートを取ってるんですが、はじめから働くことを前提に受講されている方ばかりではなく、介護の知識を得たかったとか、今後の自分の家族のなかで必要になるかもしれないとかの理由で受けていただく方もございます。市としては、すぐに就業につながらなくても、地域にこういう知識をもっている方がいることだけでも意義があると思っております。

(答) あと、お金を誰が払うかは、サービスを利用した方が1割から3割を負担します。残りは市から払います。

(問) 介護保険の制度自体が厳しくなって、保険のほうから降りてくるお金が軽い人たちの要支援の人までいきわたらない。その点をどうカバーしていくかというのが、この事業で、問題は間に入ってる事業所だと思うんですよ。事業所がこれだけのサービスの対価を充分得られないから、事業所はたくさんあるんだけども、対応できないところはかなりあるはずなんです。残ってやっついこうという事業所が半分あるのか、ないのか。訪問支援のほうですよ。ただその苦しい財政の中で介護保険からいくら事業所に入ってくるのか。事業所のほうでせっかく資格をとって入ってこられた方が、たぶんいままでヘルパーさんでやられてた方と仕事内容がかなり違うんだから、かなり低額で請け負ってかなきゃいけない。そういう現実があるから、広がっていくにはかなり無理があるんじゃないか。そのへん考えなおさないと、なんとなく押し付けてるだけでも111名受講して19人しか就労しなかったのも、いろいろ細かい給料が

なんだかんだというのを自分が行こうと思った事業所と詰めていったら、何だこんなもんなのかというのが現実ではないでしょうか。そのへんどういうふうになってるのが心配ですね。

(答) おっしゃるとおりでして、今回訪問サービスの部分を2種類に分けておりまして、従来の介護予防訪問介護、要支援1、2の方、これは国基準訪問型サービスというものと、あと訪問サービスAの二つに分けておりまして、従来の介護予防訪問介護はヘルパーさんが行うことが前提となっております、報酬自体も従来の介護保険にあったものと同じ金額になっていますが、訪問型サービスAにつきましては、専門性が伴わないといえますか身体介護がないぶんだいぶ減らさせていただいてまして、おおむね6割程度に落としているというところと、あとサービスの時間も身体介護を伴わないので45分程度としていることもあってどうしても単価が下がっている。確かに事業者さんのほうでも国基準のサービスにつきましては67事業所が指定を受けてくささっているんですけども、訪問サービスAのほうは33事業所しかい受けてくささっていないという事情がございます。今後介護サービス事業所連絡会などと意見のすり合わせや意見交換をして、どうしたらいいかということを考えていきたいと思います。

(問) 要するに国からはお金が降りてきませんよ。事業所として儲からないからやらない訳でしょう。だけどそこで抜け落ちた部分をカバーしなきゃいけない。カバーするためには茅ヶ崎市やある程度しなきゃいけない。そういう話ではないのか。だったらそういうふうにはっきり言わないと、なんとなく釈然としないです。福祉の予算増えるのは承知してるけど、でも必要なら必要だと言わなきゃいけない。

(会長) 市からのお金はでてない。

(答) 制度の中では、サービスに係った費用の1から3割はサービスを受けた方に負担していただきます。残りの9割から7割につきましては、保険制度の中からお金が出ているということで、その中には市の負担が12.5%、8分の1は市の負担ということでございます。あとは国とか県、それから皆様から頂いている保険料ということで

⑦ 歌体操ボランティア8期生の募集について

高齢福祉介護課長より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) 実施会場ありますね。コミセンが4つ入ってるんですが、コミセンは11あるんですが、理由がありますか。ひとつは南地区は中海岸自治会館があるから、でも茅ヶ崎はないんです。この実施会場の選び方を教えてください。

(答) 初年度につきましては、包括支援センターだったりとか、転倒予防教室など別枠で市役所の中で実施している会場がございますので、転倒予防教室とのかぶりの状況だったりとか、地域の高齢化率とかニーズだとか、包括支援センターに相談する中で、3会場を定めました。その時の会場といたしましては、中海岸自治会館、それから下寺尾の部分と小出に関しましては、小出のコミセンのあたりは交通とかもあるんですけども、下の方が、上にあがるのが大変だと困ってらっしゃる方がいらっしやったので下寺尾の自治会館、あと鶴嶺西コミセンを3会場させていただきました。あと地域からの要望とか転倒予防教室にいけない方も参加していただきたいとのことから、

できるだけ自治会館をお借りしながら開催したいと考えている事業でございます。

(会長) これ募集をかけるんですが、今の現状でさらにうちの自治会館でやってもらいたいとの要望があった時、応えられるんですか。

(答) この事業自体が地域のみなさんとやっていきたい事業ですので、対応させていただきたいと思っております。ただボランティアさんが集まらないとできないので、ボランティアさんを増やすために養成講座を周知いただければと考えております。

(会長) うちの自治会館でも実施していただいているんですが、大変好評でたくさんのかたが参加していただいています。やはり募集をかけてたくさんの方が集まれば、さらに会場を増やせるということですのでよろしくをお願いします。

#### ⑧ 感震ブレーカー等設置費補助金制度について

都市政策課長より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(会長) 令和2年度個数の上限はいくつですか。

(答) まだ予算が確定していませんが、一番安いものでおおむね4,000個程度になります。

(問) 4,000個ということは、2,500円のヤモリ対象だと思うんですけども、都市政策課等と相談すると、これから主流はコンセントタイプになってくんじゃないか、それだと約5,000円で金額が倍になるので、それも考慮していただきたい。海岸地区はこのタイプに切り替えていきたい。ヤモリだと配電盤が半開きになりますので、嫌だと言う方が多い。そのへんはどう予想されているのでしょうか。

(答) 去年の実績から行くとコンセントタイプはあまり使われてはいませんが、金額が増してしまうとその分減ってしまうことになります。

(問) 結局今までのヤモリですと、蓋がしまらないから嫌だということで設置を拒まれる方が結構多いんですね。それを防ぐ為にコンセントタイプあたりがいいとPRをしていきたいと思うんですが、そうすると若干個人負担もありますが、自治会の補助と一定の金額は市の補助金が出るのでそれでやろうと思うんですが、この感震ブレーカーの補助金の制度が前聞いた時にはそんなに続けるつもりはないと聞いた覚えがあるんですが、この制度はまだ続くんでしょうか。

(答) 平成29年にアンケートを取らせていただいて、その際には令和2年度までと説明をさせていただきました。事業課としてはこれからも続けていきたいと思っておりますが、茅ヶ崎市の状況をほかの事業とかがみた形になると思いますが、担当課としては今後も続けていきたいと考えております。

(問) もう一つの手段として防災対策課の防災資機材の補助金がありますので、若干補助金の額は減っちゃうんだけど、そちらを使えばいいということですかね。自治会サイドからすると、都市政策課も茅ヶ崎市の財政が厳しいとはいうものの、できるだけ続けていただきたいと思います。

(問) 各地区の個数を調整するというのですが、これはどういった基準で行いますか。

(答) 申請の個数に関しましては、以前アンケートを取らせていただいて、それに上限として申請をしていただきたいと思いますと思っておりますが、それ以上出ちゃった場合に関しましては、一率で同じ割合で調整をさせていただきたいと思っております。

(問) そうすると世帯数は考慮されないのですか。

(答) 今考えておりますのは、申請を全部いただいた時点で市の予算を例えば10パーセントオーバーしているようであれば、各地区の申請を10パーセントカットさせていただく形で考えております。どうしても地域ごとに今取組の状況が違ってまいりますので、やはりその時の申請数で調整をさせていただきたいと考えております。

(5) 閉会